

# 選挙カー、7日間ではすまないはず



○選挙期間のみを貸し出し期間とするとは考えられない。

選挙用自動車には、看板やマイクなどの取り付け準備期間が必要です。制限外許可審査という警察の審査を事前に受け、許可されなければ選挙カーとして運行できないからです。

○選挙期間前は無償で、選挙期間を有償で契約することは、疑問。

通常、選挙カーは2週間程度の期間を借り受けます。

選挙期間の1週間は、有償で契約して全額公費負担を受け、選挙前の1週間は無償で契約をする、これについてどう思われますか。

## て 有償貸し出しには、 許可必要

○自家用自動車は、国土交通大臣の許可なく、業として有償で貸し渡してはならないつまり、自動車を業として有償貸し出しする場合、許可が必要ですというものです。

この考えに対し、裁判の中で被告木津川市長は、以下のように述べています。

★架空請求でなければ、無許可業者であっても支払いを拒絶できない。

## 通常より高い、レンタカー費用

○通常の料金より、高い

レンタル料金表では、選挙によく使用されるワゴン車で1日目が9450円/日、以後6825円/日と設定されています。小型車となるとさらに安価に設定されています。しかしながら、選挙カーは、ワゴン車も小型車も同額の公費負担上限額15300円/日7日間分で請求されています。

## を 1日12時間、7日間を一人で運転、確認できない



○1人が1週間を通して運転するとは、考えにくい。

運転手の雇用届けを1人として、報酬8万7500円を請求されている方が、何人かあります。1日12時間選挙期間中7日間、一人ですべて運転できるでしょうか。市は、請求者が実際運転したか確認できないまま、請求どおり支払っています。

## 運転した人に支払われていない場合も

○実際に運転した方へ報酬が支払われていない場合も、ある。

運転された方一人のみ報酬を支払って、他の運転された方には支払わないことがあるのでしょうか。実際には、運転手報酬ではなく、別の用途に使われた可能性もあります。

## 私たちの思い

政治家を目指す人たちは、市民の税金が使われることを真摯に受け止め、選挙公営制度の趣旨を理解してほしい。

その上で、私たちは、制度について、こう考えます。

例えば・・・

☆対象を、新人の候補者のみと限定してはどうでしょう。

(誰もが選挙に出られる環境をつくるために)

☆公費負担上限額を、実費の半額にしてはどうでしょう